



ごみの分別方法と出し方

大阪市環境局 東部環境事業センター

- ・ごみは、収集日の**午前9時まで**に出してください。
- ・中身の見えるごみ袋（透明または半透明）に入れて出してください。
中身が確認できない袋や、段ボールや、紙袋に入れたごみは収集できません。
- ・1回の収集につき、3袋（1袋45ℓ）程度までお願いします。
- ・「分別または排出方法」が守られていない場合は、啓発シールを貼り、収集せずに残置します。残置されたごみは、排出者本人が持ち帰り、後日、改めて正しい「分別または排出方法」で出してください。
- ・最大の辺または径が30cmを超えるもの、あるいは棒状で1mを超えるものは粗大ごみ（有料）ですので、粗大ごみ受付センターにお申込みください。



粗大ごみ（有料）

家庭の日常生活から出されるごみで、最大の辺または径が30cmを超えるもの、あるいは棒状で1mを超えるもの。また、家庭の引越しや大掃除などで一時的に多量に出されるごみについても、有料で収集します。品目ごとに料金が定められていますので、粗大ごみ収集受付センターでご確認ください。

粗大ごみ収集受付センター

固定電話から

0120-79-0053 **（通話料無料）**

携帯電話から

0570-07-0053 **（通話料金が必要です）**

FAXで
申し込む
場合

①住所・氏名・粗大ごみの品目や大きさ、数量を
FAX用紙に書いて、FAX番号へ送信してください。

FAX番号 0120-53-4153（通話料無料）

②受付センターから「収集日・受付番号・品目ご
の手数料」をFAXでお知らせします。

受付センターが 確認する項目

- 住所
- 氏名
- 電話番号
- ごみ置き場の
場所
- 粗大ごみの品
目、大きさ、数量

受付センター が伝える項目

- 収集日
- 受付番号
- 品目ごとに
必要な料金

粗大ごみ手数料券
は大阪市内のコン
ビニ、スーパー、郵
便局、東部環境事
業センターで販売
しています。



普通ごみ(週2回収集) 最大の辺または径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以下のもの (資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類対象品目を除く)

●主なごみ

生ごみ

台所ごみ・
割り箸・汚れたティッシュ



ガラス製品

コップ・皿・
板ガラス



プラスチック製品

ボールペン・洗面器
※容器包装プラスチック及びペットボトルを除く



日用品

傘(長さ1m以内)
靴・かばん・
おもちゃ・盆・
ハンガー・花瓶・
園芸用品(ホース・
ジョウロなど)



電気器具

アイロン・
ミキサー・ラジカセ・
電気ポット・電気コンロ



家具・寝具類

枕・クッション・
カーテン・ござ・
シート



塗料スプレー(ラッカー等)



中身を使いきり、穴を開けずに出してください。
※内側に塗料がついてるため「リサイクル不可」となり、資源ごみにはなりません。
※塗料スプレー以外のスプレー缶は資源ごみです。

1回の収集につき、**3袋(1袋45ℓ)程度まで**をお願いします。
剪定ごみや除草ごみはまとめて収集日に出してください。ただし、多量の場合は有料(粗大ごみ)となります。
引越しや大掃除のごみなど一時的に多量に出るごみも有料(粗大ごみ)となります。

!! 出し方と注意 !!

- 台所ごみ・生ごみは、水分をよくきって出してください。
- マッチ・花火・ライターなどは、使いきり、火の気のあるものは完全に消してから出してください。
- 食用油などは、紙や布にしみ込ませるか、固めるなどして出してください。
- 竹串・ガラスの破片・カミソリの刃などは、厚紙などに包んで袋に「キケン」と表示してから出してください。
- 紙おむつなどは、汚物を取り除き、ポリ袋に入れるなど、臭気が漏れないようにして出してください。

資源ごみ(週1回収集) 最大の辺または径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以下のもの

●対象品目

空き缶



飲料水等の金属製の空き缶で、
一斗缶以下の大きさのもの
(ただし、スプレー缶・カセットボンベ類は別袋で)

金属製の生活用品



金属製の生活用品で、最大の
辺または径が30cm以内のもの、
棒状なら1m以下のもの
(ただし、ホーロー製品は除く)

空きびん



飲料水等のガラス製の空きびんで、
一升瓶以下の大きさのもの

スプレー缶・カセットボンベ類



- ① 中身を使い切る。
- ② 穴を開けずに、透明または半透明の袋に入れる。
- ③ 他の資源ごみとは別の袋に入れて出す。



※塗料スプレー(ラッカー等)は
中身を使いきり、穴を開けずに
普通ごみへ。

ペットボトル



飲料用・しょうゆ・酒類の
ペットボトルでラベルなどに
の表示があるもの



!! 出し方と注意 !!

- 空き缶・空きびん・ペットボトルは中身を出して水洗いしてください。
- 空きびん、ペットボトルのキャップははずし、プラスチック製のものは容器包装プラスチック、金属製のものは資源ごみに。
- ペットボトルのラベルは、はずして容器包装プラスチックに。



包丁やはさみ等の鋭利なもの、せとものやガラスコップ・板ガラス・電球などのガラス製品は危険なので、厚紙等に包んで「キケン」と表示して普通ごみに出してください。



容器包装プラスチック(週1回収集)



容器包装プラスチックには
マークが表示されています。

●対象品目

商品を入れる「容器」(袋含む)、商品を包む「包装」で、プラスチック製のもの

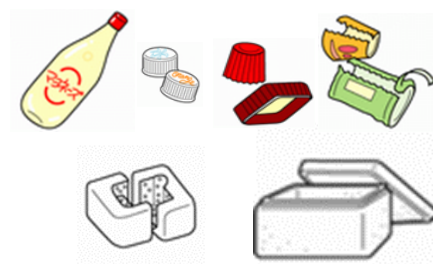
ボトル・カップ・パック類



袋・ラップ・トレイ(皿型容器)類



プラスチック製のチューブ類・その他



プラスチック製のものでも、
商品そのものは「容器」「包装」ではないので
容器包装プラスチックに該当しません。



普通ごみ
に出してください

！！出し方と注意！！

- 中身を使いきって、汚れを洗ってから出してください。
- 容器や袋などは中身を使いきり、残りかすが付着していないものはそのまま出してください。
洗っても残りかすが取れない場合は、普通ごみに出してください。(リサイクルに支障をきたすため)
- 紙製のラベルやシールが貼ってあるものは、簡単に取れるものは取ってください。
どうしても取れない場合は、そのまま容器包装プラスチックとして出してください。

古紙・衣類(週1回収集)

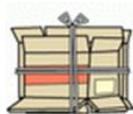
●対象品目

①～④はひもでくくって出してください。⑤⑥は透明または半透明の袋に入れて出してください。

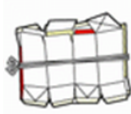
①新聞・折込チラシ



②段ボール



③紙パック



紙パック
マークの
あるもの

④雑 誌



⑥衣 類



⑤ そ の 他 の 紙 (透明または半透明の袋に入れて出してください)



シュレッダーした紙



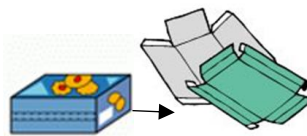
コピー用紙



紙袋



ダイレクトメール



紙箱(たたんでください)



包装紙

次のものは対象外となります。

対象外の場合は普通ごみに出してください。

汚れたものは、品目に関わらず対象外となりますので、普通ごみに出してください。

対象外のもの

- ②段ボール・・・アルミコーティングされたもの、ワックス加工されたもの
- ③紙パック・・・内側がアルミコーティングされたもの
- ④雑誌・・・紙以外の部分
雑誌の付録(DVDなど)・ビニール製や布製の表紙など
- ⑤その他の紙・・・紙おむつ・防水加工された紙・おいのついた紙・圧着はがき
- ⑥衣類・・・作業服・ダウンジャケット・革製衣類・綿入りのもの・
ビニール製のもの・衣類以外(タオル・シーツ・カーテンなど)

！！出し方と注意！！

- ①から⑥の対象品目ごとに6分別して出してください。
- 衣類は洗濯して、透明または半透明の袋に入れてください。
- 雨の日でも収集します。
- 他のごみ収集と収集日が重なっている場合は、場所を少し離して出してください。

曜日を記入
して使用して
ください。

ごみ収集日一覧表

※ごみは収集日の午前9時までに出してください。

		普通ごみ		最大の辺または径が30cm以内のもの。 あるいは棒状で1m以内のもの。 塗料スプレー(ラッカー類)は、中身を使いきって 穴を開けずに普通ごみに出してください。 
		資源ごみ		空き缶・空きびん・ペットボトル・金属製の生活用 品・スプレー缶・カセットボンベ類  ペットボトルにはこのマークがついています。 ※スプレー缶・カセットボンベ類は、他の資源 ごみとは別の袋で出してください。
		容器包装 プラスチック		商品を入れる「容器」(袋含む)、商品を包む「包 装」で、プラスチック製のもの  このマークがついていないもの、商品そのもの でプラスチック製のものは、普通ごみです。
		古紙・衣類		新聞・チラシ・段ボール・紙パック・雑誌・その他紙・ 衣類  紙パックは、このマークがついている ものに限りです。

- ・中身の見えるごみ袋(透明または半透明)に入れて出してください。
- ・1回の収集につき、3袋(1袋45ℓ)程度まででお願いします。
- ・分別ルールが守られていない場合は啓発シールを貼り、収集せずに残置します。残置したごみは排出者本人が持ち帰りの上再度正しく分別し、普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類のそれぞれの収集日に改めて出してください。
- ・最大の辺または径が30cmを超えるもの、あるいは棒状で1mを超えるものは粗大ごみになります。

大阪市で収集しないもの

(販売店・メーカー等にご相談ください)

危険なものや処理が困難なものは、収集車両の火災事故、作業員の負傷事故、処理施設の故障などの原因となりますので、ごみとして出さないでください。家電リサイクル法対象品目については、大阪市では収集できません。

■危険なものや処理が困難なもの

- 有害な薬品類 ●灯油 ●金庫(手提げ金庫を除く)
- ガスボンベ ●シンナー ●ピアノ ●消火器
- 廃油 ●自動車用タイヤ ●バッテリー ●オートバイ
- 塗料 ●ガソリン ●ミニバイク など

■家電リサイクル法対象品目

- エアコン ●テレビ ●冷蔵庫、冷凍庫 ●洗濯機、衣類乾燥機

家庭ごみの分別の徹底をお願いします

「資源ごみ」「容器包装プラスチック」「古紙・衣類」は、収集後、リサイクルやリユースなど、再度活用しています。資源の有効活用を進めるためにも、ごみの分別ルールを守っていただきますようお願いいたします。



大阪市環境局 東部環境事業センター

〒544-0013 大阪市生野区巽中1-1-4

TEL 06(6751)5311 FAX 06(6753)3041

e-mail ja0015@city.osaka.lg.jp